

土壤汚染対策法第4条による届出の手続きについて

■ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）

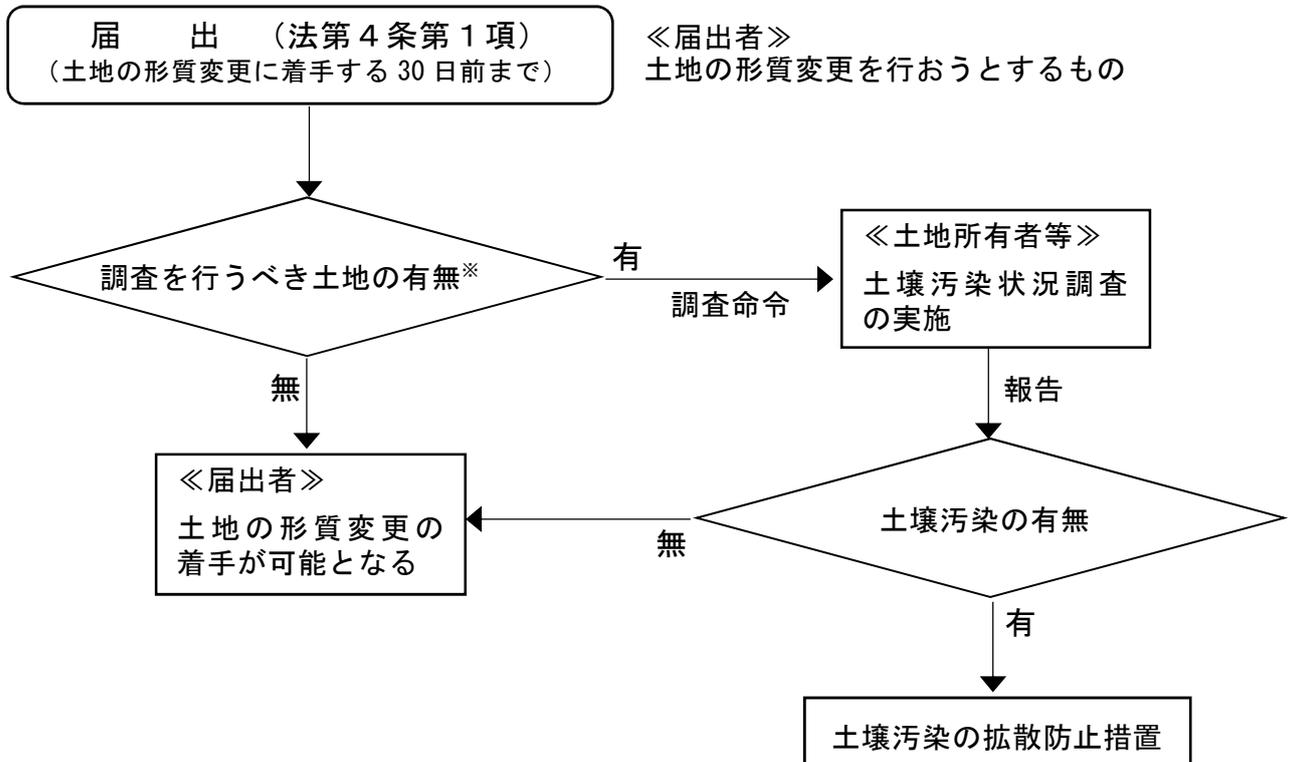
目的：土壤汚染の状況の把握の措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定め、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護する

■ 一定規模以上の土地の形質変更の届出（法第4条第1項）

施行日：平成22年4月1日（法改正による）

内 容：一定規模(面積 3,000 m²*)以上の土地の形質変更(掘削・盛土など)を行う場合には、着手の30日前までに知事等(政令で指定した市は市長)への届出が必要

■ 法第4条の手続きの流れ



※ 調査を行うべき土地の有無の確認及び調査命令について

届出を受けた知事等が、行政が保有している土地履歴の情報により、揮発性有機化合物や重金属等の特定有害物質（法施行令第1条）による土壤汚染の可能性があり、土壤汚染の調査を行うべき土地の有無（法施行規則第26条各号）を確認するもの。

例えばガソリンスタンドの跡地や有害物質を使用していた工場であった土地などが届出の土地に含まれている場合に、知事等は汚染のおそれがあるとして土壤汚染状況調査の実施及び結果の報告を命令することができる。